

中長期財政計画（改定版）の概要

平成 12 年 2 月に策定した中長期財政計画に基づき、財源不足の解消に向けた取組みを実施し一定の成果を挙げてきた。しかしながら、国における構造改革の推進や一段の景気低迷に伴う県税収入の落込みなどにより、本県財政はかつて経験したことのない厳しい状況に直面している。

このため、中長期財政計画を 1 年間前倒しして改定し、これまで以上に財源不足対策の強化を図り、県財政の健全化に向けて積極的に取り組んでいくこととした。

これまでの取組み状況

- ・ 平成 12 年 2 月に策定した計画に基づき、県債発行の抑制を行うとともに、人件費や管理事務費の抑制、事務事業の見直し、投資的経費の抑制に取り組み、平成 13 年度決算見込みでは計画に対して 200 億円を超える財源不足額の縮減を達成

厳しさを増す財政状況

- ・ 歳入面では、一段の景気低迷により平成 2 年度以来 1,000 億円を超えていた県税収入が平成 14 年度には 951 億円となる見込み。また、地方交付税にかかる事業費補正の見直しにより、今後発行する県債の元利償還金に対する交付税措置率を引下げ
- ・ 一方、歳出面では、過去に発行した県債の償還金が平成 16 年度にピークに達するとともに、高齢者福祉関係経費をはじめ、情報化、環境関係経費などの増加が見込まれ、県財政は極めて厳しい状況に直面
- ・ このため、1 年間前倒しして計画の見直しを行い、さらに強力な財政健全化策に取り組むことが不可欠

中長期財政計画の改定

【基本方針】

予想される財源不足を解消することにより、財政の健全性を確保
社会経済情勢の変化、県民ニーズ等に的確に対応するため、財政の弾力性を確保

【計画期間】

平成 14 年度～平成 22 年度

中期財政計画期間：平成 14 年度～平成 16 年度（3 年間）

【中長期財政見通し】

これまでの計画に基づく収支見通しを基に平成13年度までの実績を加味し、一定の条件の下に試算すると、平成14年度から平成16年度までの3年間で1,033億円の財源不足が見込まれ、平成17年度以降についても年間300億円程度の財源不足が発生

〔中期財政計画期間の収支見通し〕

(単位：億円)

年 度	14 年度	15 年度	16 年度	合 計
歳 入	5,100	5,143	5,199	15,442
歳 出	5,434	5,496	5,545	16,475
財源不足	334	353	346	1,033

【財政指標等の目標設定】

財政健全化に向け、発生が見込まれる財源不足の解消を図りながら、平成22年度において次の財政指標の達成を目標に設定

項 目	目 標
財政調整基金	標準財政規模の5%以上の額を確保
経常収支比率	90%以下
起債制限比率	15%以下(期間中16%を超えないよう県債を抑制)
起債依存度	10%以下

【取組みに当たっての基本的視点】

- スリムで効率的な執行体制の確立
- 県財政の関与すべき分野や守備範囲の明確化
- 聖域なしに施策の選択、再構築を実施

【具体的取組みの進め方】

- 新行政改革大綱(改定版)第2次中期事業実施計画との整合性の確保
- 財政健全化方策の実施、景気動向、国の予算、地財対策等を踏まえ、適時適切に見直し
- 本計画の基本的考え方や具体的対策の成果等を踏まえて、毎年度の予算を編成

【財政健全化のための具体的方策】

内部努力の徹底

1 人件費の抑制

(1) 定員の削減

- 一般行政部門で平成10年度から平成22年度までに概ね10%を削減
- 教職員、警察職員についても一層適正な定数管理を実施

(2) 給与関係費の抑制

- 民間企業の動向、財政状況等を踏まえた給与等の適正化
- 55歳昇給停止制度、早期希望退職制度の実施、超過勤務手当の縮減

2 管理事務費等の削減

(1) 事務経費の削減

- ・旅費、食糧費、印刷製本費等の事務経費の節減
- ・臨時職員の抑制、低公害車導入による燃料費の節減

(2) 施設の維持管理費の縮減

- ・管理・委託方法等の見直し、ISO14001に基づく省エネ・省資源の推進
- ・維持補修は緊急度を勘案し必要最小限の範囲で実施

3 外郭団体等に対する財政支出の見直し

- ・経営健全指針に基づく自立化の促進、計画的な統廃合等の推進、派遣職員数の削減
- ・団体に対する補助金等の抑制、経営努力が働くよう財政支援のあり方を見直し
- ・管理施設の民間・市町村への移譲促進、利用料金制度の導入促進

施策の見直し

1 事務事業の見直し

- ・事務事業評価システムに基づき、事務事業をゼロベースから再構築
- ・事業の終期設定およびスクラップ&ビルドの徹底

2 補助金の整理合理化

- ・事業効果等を再評価し、効果が十分に発揮されていないものを廃止、休止
- ・奨励的補助金の見直し等による総額の抑制
- ・地方分権の進展を踏まえた市町村に対する補助金の見直しおよび補助金の統合・メニュー化、重点化

3 他会計繰出金等の抑制

- ・経営の健全化等により特別会計、企業会計への一般会計からの繰出金を抑制

投資的経費の抑制

1 公共事業等の重点化

- ・国の構造改革の動向を踏まえながら、公共事業費を抑制
- ・公共事業評価システムに基づく一層の重点化、コスト縮減の徹底

2 大規模施設整備等の見直し

- ・厳しい財政状況に鑑み、第2次中期事業実施計画との整合性を図りながら、必要性・優先度等を検討し、重点化を図った上で実施。整備に当たっては、経費節減を図るとともに、特定財源の活用により一般財源を抑制
- ・現有施設の耐震補強について、優先順位を付け計画的に推進

歳入の確保

1 県税収入の確保

- ・収入率向上に向けた各種対策の実施

2 県有財産の有効活用

- ・利用計画のない県有財産の売却、有償貸付等の推進

- 3 使用料・手数料の見直し
 - ・受益者負担の適正化の観点からの見直し
- 4 新たな自主財源の確保
 - ・超過課税、法定外新税創設の検討
- 5 その他の歳入確保
 - ・特定目的基金を果実運用型から取崩型へ転換し、財源として活用

【国への要望等】

- 1 地方税制
 - ・地方分権に伴う国から地方への税源移譲、法人事業税の外形標準課税の導入等
- 2 地方交付税
 - ・総額の確保、制度見直しに当たっての地方の意見聴取と税財源の移譲と併せた検討
- 3 地方債
 - ・制度の弾力化・簡素化、高金利の県債についての繰上償還や借換制度の拡充
- 4 国庫補助負担金
 - ・整理合理化、運用、関与の改革、超過負担の解消、国直轄事業における施設維持管理経費の地方負担の廃止

【財源確保の目標】

〔中期財政計画期間の財源確保の目標〕 (一般財源ベース、単位：億円)

区 分	14年度～16年度	備 考
財源不足額 A	1,033	
県の取組み B	706	
取組み実施後 A + B	327	
基金取崩額	327	

基金残高(16年度末) 〔標準財政規模の5%相当額〕	126	13年度末見込 453億円
-------------------------------	-----	---------------